

第 61 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（9） 公益社団法人大田区シルバー人材センター

第 8 条中「蒲田開発事業株式会社」を「株式会社大田まちづくり公社」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員を派遣することができる公益的法人等に、公益社団法人大田区シルバー人材センターを加えるほか、蒲田開発事業株式会社の商号の変更に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 62 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 64 の 2 の項の次に次のように加える。

64 の 3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 1 条の 5 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料 2,500 円	書換え交付申請のとき
64 の 4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料 3,500 円	再交付申請のとき

別表第 1 の 65 の項中「薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表 65 の 2 の項から 65 の 4 の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表 65 の 5 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」及び「薬局開設許可証又は」を削り、同表 65 の 6 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」及び「薬局開設許可証又は」を削る。

付 則

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

(提案理由)

薬事法施行令の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 63 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 号ア中「1,000 円」を「2,000 円」に改め、同号イ中「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号ウ中「1,600 円」を「2,400 円」に改め、同号エ中「2,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 2 号アを次のように改める。

ア 軽自動車

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 1 万 800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600 円

第 39 条第 2 号イ中「1,600 円」を「2,400 円」に、「4,700 円」を「5,900 円」に改め、同条第 3 号中「4,000 円」を「6,000 円」に改める。

付則第 2 条の 2 の 2 中「第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで）」の次に「及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条にお

いて同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 10 項まで）」を「公益法人等（同条第 6 項から第 11 項まで）」に、「を同法第 40 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項まで」を「同法第 40 条第 6 項から第 11 項まで」に改める。

付則第 3 条及び第 3 条の 2 を次のように改める。

第 3 条及び第 3 条の 2 削除

付則第 3 条の 2 の 2 を削る。

付則第 4 条第 1 項中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に改める。

付則第 6 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第 6 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 39 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 39 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	1 万 800 円	1 万 2,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

付則第 11 条第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

付則第 13 条第 1 項中「第 15 条及び第 18 条」を「第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条」に改める。

付則第 13 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

付則第13条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

付則第16条の2を削る。

付則第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第2条の2の2及び第13条の3第2項の改正規定、付則第16条の2を削る改正規定、付則第16条及び第17条の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

(2) 第39条の改正規定並びに付則第3条及び第5条(改正後の大田区特別区税条例(以下「新条例」という。))付則第6条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(3) 付則第6条の改正規定並びに付則第4条及び第5条(新条例付則第6条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(4) 付則第13条第1項及び第13条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、

平成 26 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 25 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第 2 条の 2 の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 26 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第 13 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の区民税について適用する。

4 新条例付則第 13 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 28 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

5 新条例付則第 13 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 39 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例付則第 6 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第 6 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 5 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 39 条及び新条例付則第 6 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 39 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
-----------------	---------	---------

	6,900 円	5,500 円
	1 万 800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例付則第 6 条の表以外の部分	第 39 条	大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）付則第 5 条により読み替えて適用される第 39 条
新条例付則第 6 条の表第 39 条第 2 号アの項	第 39 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例付則第 5 条により読み替えて適用される第 39 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	1 万 800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

（大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中大田区特別区税条例付則第 3 条第 4 項及び第 3 条の 2 第 4 項の改正規定を削る。

付則第 1 条第 2 号中「改正規定」の次に「並びに第 2 条中大田区特別区税条例付則第 14 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）」を加える。

付則第 1 条第 4 号中「第 2 条」の次に「（大田区特別区税条例付則第 14 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

付則第 3 条第 4 項中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加

える。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税について税率を引き上げ、経年車重課の特例を設けるとともに、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用を3年延長するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 64 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 8 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第 2 条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全
育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的
な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、
心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第 3 条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その
監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事
業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよ
う勧告することができる。

2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運
営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事

業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画及び第1項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その

1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程

を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又

は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- (運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の行動等を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 65 号議案

大田区学童保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区学童保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

大田区学童保育の実施等に関する条例（昭和 60 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の保護に欠ける児童を保護し、児童の」を「が労働等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を与えて、その」に改め、同条第 2 項第 2 号中「区立の小学校」を「区立小学校（大田区立学校設置条例（昭和 36 年条例第 17 号）第 1 条の規定に基づき設置された小学校をいう。以下同じ。）」に改める。

第 3 条中「学童保育は」の次に「、区立小学校」を加える。

第 4 条中「第 1 学年以上第 3 学年以下の児童で、保護者の就労等によつて放課後又は学校休業日に保護者等による保護に欠ける」を「の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない」に改める。

第 7 条第 1 項中「午前 9 時」を「午前 8 時 30 分」に改める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 条及び第 7 条第 1 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、学童保育の対象児童の範囲を拡大するほか、その実施場所及び実施時間を拡充するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条－第 34 条）

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条－第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項及び特定地域型保育事業に係る法第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用

する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により区が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、区、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との

密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）

に対し、運営規程（第 20 条に規定する運営規程をいう。）の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項の規定により当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該電磁的方法による提供は、当該文書の交付とみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

4 前 2 項の特定教育・保育施設は、前 2 項の規定による選考の方法について、あらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第 7 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第 42 条第 1 項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容

その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項に

において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対し交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する区への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者（次条において「管理者」という。）は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦

痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、従業者に対する研修を行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子どもの家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関

する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条の規定による特定教育・保育の提供に係る必要な事項の記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による区への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において

同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」

とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)

の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第

19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第 2 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程（第 46 条に規定する運営規程をいう。）の概要、連携施設（第 42 条に規定する連携施設をいう。）の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法を、あらかじめ

め支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型

保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要し

ない。

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の

額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。
次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定によ

る金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第 44 条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第 12 条の規定による特定地域型保育の提供に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第 19 条の規定による区への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 30 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第 32 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第 14 条第 1 項中「施設型給付費（法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合

にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。) の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。) の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、区から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する区が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する区が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する区が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法

附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する区が定める額」と、
「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する区が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する区が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する区が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する区が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

- 第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。